

2022年10月11日
中部電力株式会社

第1078回 原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合 ご指摘事項について

1 ご説明内容

浜岡原子力発電所 敷地の地質・地質構造（コメント回答）

2 ご指摘事項

●H-9 断層の上載地層（「泥層」）の堆積年代評価について、以下の課題を認識したうえで、新たなデータを取得し、論理構成を必要に応じて再考、明確にし、科学的データに基づく確実な評価結果を示すこと。本指摘への対応方針については、審査会合において説明すること。

①「泥層」の堆積年代評価方針について

✓ BF4 地点における調査から、段丘面・火山灰等直接堆積年代を特定できるような指標は得られていない中で、「泥層」が後期更新世またはそれより古い堆積物であるということを明確に示すためには、①「泥層」が御前崎地域に広域的に分布する堆積物であること、②「泥層」が海成堆積物であること、③「泥層」が確実に古谷泥層下部に対比されること、という3つの評価事項について、いずれも物証を持って示す必要がある。

②地形学的調査について

✓ 「泥層」が、MIS5e ないし 5c の海の影響を受けた広域的に分布する地層であることを地形層序解析において示すのであれば、既往文献に示される地質情報（地点、標高、層厚など）など、御前崎地域の上部更新統について、広域的かつ網羅的にその全体像を示す必要がある。

③「泥層」の調査について

✓ 「泥層」の分布状況を詳細に把握する必要がある。
✓ BF4 地点極近傍において、「泥層」と概ね同標高に事業者が笠名礫層相当層と評価する堆積物の露頭が複数存在するにもかかわらず、「泥層」が古谷泥層相当層であり、MIS5e に堆積した地層が削り残されていると評価していることの妥当性について、調査結果をもって説明する必要がある。
✓ 十分な根拠を持って「泥層」が海成であることを説明する必要がある。

④「泥層」と古谷泥層との対比について

✓ 対比根拠として十分条件を満たすような物証が揃っておらず、古谷泥層についての文献記載内容との関係の整理についても十分ではない。文献記載内容との対応関係や、事業者による対比項目及び対比地点が充足していることを示したうえで、対比を行う必要がある。
✓ 層相など、古谷泥層との対比によって差異が認められる項目については、その理由について丁寧に説明する必要がある。
✓ 文献記載内容との関係については、記載内容との整合・不整合を整理するとともに、不整合な箇所についてはその理由について丁寧に説明する必要がある。

⑤「泥層」と古谷泥層以外の堆積物との対比について

- ✓ 「泥層」が MIS5c の堆積物ではないとする評価については、その根拠を明確に示す必要がある。
- ✓ 局所的な泥質堆積物との差異の確認にあたり、比較対象とする堆積物については網羅的に抽出する必要がある。
- ✓ 硬岩礫の有無で説明している敷地の泥質堆積物との差異について、同様の差異が認められる「泥層」と BF1 地点の古谷泥層の関係を踏まえれば十分に説明できていないなど、「泥層」と古谷泥層との対比内容に対し矛盾のない説明ができていない。

- プラント審査の前提となる自然ハザードとして、基準地震動及び基準津波に関する審査スケジュールについて、審査会合において説明すること。

3 その他

資料全般、特に評価にあたっての主要な根拠などを記載したスライドについては、正確な記載となるよう適正化を図る。

以上